

588

c81

正

令和4年12月20日

三重県知事殿

三重県名張市桔梗が丘5番町4街区1番地

医療法人社団和崇会

理事長 堀井 和臣

電話 0595 (65) 5355



決算届

令和3年10月1日から令和4年9月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第I項の規定により届出

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



## 事業報告書

(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

### 1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 和崇会
- ① 財団 社団 ( 出資持分なし 出資持分あり )
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人  
出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県名張市桔梗が丘5番町4街区1番地
- (3) 設立認可年月日 平成4年11月19日
- (4) 設立登記年月日 平成4年12月17日

### 2 事業の概要

種類	施設の名称	開設場所
診療所	堀井内科	三重県名張市桔梗が丘5番町4街区1番地
診療所	西六郷ファミリー歯科	東京都大田区西六郷四丁目13番2号

### 3 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和3年11月25日 令和3年度決算の決定。

令和4年9月24日 次年度事業計画及び収支予算の決定。

法人名 医療法人社団 和崇会  
所在地 三重県名張市桔梗が丘5番町4街区1番地

※医療法人整理番号

### 財 産 目 録

(令和4年9月30日現在)

1 資 産 額	631,214
2 負 債 額	33,685
3 純 資 産 額	597,529

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	606,933
B 固 定 資 産	24,191
C 繰 延 資 産	89
D 資 産 合 計 (A+B+C)	631,214
E 負 債 合 計	33,685
F 純 資 産 額	597,529

(注)財産目録の価格は、貸借対照表の価格と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。  
土 地 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))  
建 物 (■法人所有 □賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 和崇会  
所在地 三重県名張市桔梗が丘5番町4街区1番地

※医療法人整理番号 C8/□□

### 貸借対照表

(令和4年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	606,933	I 流動負債	19,293
II 固定資産	24,191	II 固定負債	14,391
1 有形固定資産	23,428	負債の部合計	33,685
2 無形固定資産	155	純資産の部	
3 投資等	607	科目	金額
III 繰延資産	89	I 資本金	22,000
		II 利益剰余金	575,529
		純資産合計	597,529
資産合計	631,214	負債純資産合計	631,214

法人名 医療法人社団 和崇会  
所在地 三重県名張市桔梗が丘5番町4街区1番地

※医療法人整理番号 C87/

### 損 益 計 算 書

自令和3年10月1日至令和4年9月30日

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
1 事業収益	225,611
2 事業費用	203,340
事業利益	22,271
II 事業外収益	157
経常利益	22,429
税引前当期利益	22,429
法人税等充当額	5,861
当期利益	16,567

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 和崇会  
理事長 堀井和臣 殿

私は、医療法人社団和崇会の令和3年会計年度（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の業務及び財産の状況について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、主要設備において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告並びに会計帳簿の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

#### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年12月4日

医療法人社団 和崇会

監事 伊藤 好幸

